

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)						
名称:	社会福祉法人 翼福社会 高良こども園	種別:	認定こども園			
代表者氏名:	屋我 誠	定員(利用人数) (利用室数):	90(74)名			
施設長氏名:	金城 成人		(3)室			
所在地:	〒901-0145 沖縄県那覇市高良2-12-1	電話番号:	098-851-9157			
開設年月日	平成31年4月1日	ホームページ:	https://www.takara-kodomoen.com/			
職員数	常勤:(12)名、非常勤:(2)名、計:(14)名					
専門職員の人数	保育教諭	(11)名	保育士 ()名			
	特別支援教諭	()名	学校教員免許 ()名			
	調理師	()名	()名			
職員の状況に関する事項						
	園長	教頭	主幹保育教諭	保育教諭	特別支援担当教諭	事務職員
常勤	1名	名	1名	10名	名	1名
非常勤	名	名	名	1名	名	名
	調理員	栄養士	嘱託医	薬剤師	用務員	計
常勤	名	名	名	名	名	名
非常勤	名	名	2名	1名	1名	名
施設・設備の概要	保育室(3)遊戯室、ランチルーム、絵本のへや					

③ 理念・基本方針

【基本理念】

高良こども園は、共に笑い、悩み、楽しみながら成長し、一人ひとりが輝く場所。私たちは生きる力を培い、生きる喜びを共に感じながら、この場所で大切な一人ひとりの可能性を伸ばし、育みます。人には必ず優しい気持ちがある。その優しさが想いやりの心を育む。すべてのいのちを愛し、想いやる心を形に— それは、相手を想い見守ること。相手のために自分から動き出すこと— 小さな想いやりの形が積み重なって、大きな力となったとき、地球が笑顔になっていく！地球が元気になっていく！地球が幸せになっていく！

【教育・保育方針】

認定こども園教育・保育要領を遵守しながら、子どもの人権や自主性を尊重し、あふれる可能性を限りなく伸ばしてあげるよう教育します。

人生の第一歩をふみだすかけがえのない幼児期に、自己を十分に発揮しながら活動できる環境づくりにつとめ、家庭・園・地域社会が一体となって子育ての楽しさを分かち合い、そして人との関わりの中で、子ども達に生きる喜びや幸せを感じ取ってもらえるように指導する。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

○健康診断（内科・歯科） ○尿・ぎょう虫検査 ○視力検査 ○聴力検査（年長のみ）
○個別な配慮を要する児への対応

【食事】

【給食・おやつ提供】外部搬入方式（ケータリング） 【給食提供者】沖縄総合給食
【食物アレルギー対応】乳、卵、ピーナッツ除去食対応。左記以外は要相談
【月1回お弁当会あり】 【献立表を前月末に配信】

【地域との交流】

地域の保育園児との交流。隣接する小学校と合同避難訓練、1年生・5年生との交流会。
勤労感謝の感謝状を持って、地域の公民館、図書館、交番、歯医者さん、子ども110番の家（コンビニ）訪問

【施設の公開・見学】

【地域の子育て支援拠点として】園庭開放、子育て応援デー（園庭あそび、在園児との交流、育児相談）、個別の園内見学に対応

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和5年8月15日～16日
	評価結果確定日	令和5年10月23日
受審回数	2回目	
前回の受審年度	(令和4年)	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 地域の福祉ニーズ等を把握し、子育て支援の取組を始めている。

地域の福祉ニーズの把握については、小学校との合同学校評議員会や保幼小連絡会に参加して、地域の福祉ニーズの把握に努めている。小学校との合同評議員会で「小学校で寄り添い支援」があることを知り、行政から「学校で寄り添い支援」に関するパンフレットを取り寄せ、県外からの引っ越しで地域に馴染めず、支援が必要な親子を支援につなげている。子育て応援デイでは、「一緒に遊ぼう会」のチラシを作成し、小学校や地域自治会の協力を得て地域に積極的に情報を発信したことで、今年7月の「一緒に遊ぼう会」には4世帯が参加して、屋上菜園でスイカを収穫し、翌週のスイカ割行事へも参加している。子育て応援デイの参加者が知人を誘うなど広がりを見せている。

関連項目：3, 21, 26,

2. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

各教室には常時、複数のコーナー遊びの環境を整え、登園後、園児は好きな遊びを見つけ一人遊びや気の合う友達と関わりながら取り組んでいる。園庭にはビオトープがありスイレンや水草が生え、水中の生き物グッピーやヤゴに直接触れる体験ができ、バッタや蝶が好む環境を整え、様々な昆虫に関われるようにしている。季節に合わせて花だんや畑には草花や野菜が植えられ、子どもが毎日水かけをし、育てた草花で様々な遊びに取り組み、育てた野菜を食する体験ができています。図鑑でひまわりの花一つには「1400から1500のタネがある。」と知り、友達と協力し、1,476個まで数えた実績が展示されている。各クラスでは子どもが取り組みたい遊びが深まるように保育教諭が、子どもの要望を聞き、子ども同士で話し合う保育が進められ、主体的に活動できる環境が整備されている。

関連項目：51, 54

3. 定期的な指導計画の評価・見直しや子どもの状況把握について、職員間による周知及び共有体制がとられている。

全体的な計画や年間指導計画は、園長が中心となり、主幹、副主幹、フリー保育教諭、クラス担任が話し合い決定し、職員会議（月1回開催し全職員参加）で周知している。行事計画や絵本年間計画、栽培年間計画、環境年間計画は、各担当が主幹と一緒に振り返りを行い次年度の計画を作成し職員会議で周知している。月の指導計画は毎月の職員会議で振り返り、次月の指導計画を策定している。週の指導計画や土曜保育の内容、一時預かり保育、延長保育について、週案会議・保育会議で週の反省や次週の計画、子どもや家庭の状況などについて、常時、全職員が共有し同日に周知できる体制がある。

関連項目：43, 57

◇改善を求められる点

1. 子どもを尊重した、子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育の実施が望まれる。

子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢と実施方法が教育保育計画に明記されているが、排せつや着替え、シャワー時等の日常の教育保育場面におけるプライバシーに配慮した保育マニュアルの作成、及びマニュアルに子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢を反映させることが望まれる。

関連項目：28, 29, 46

2. 教育・保育について標準的な実施方法（マニュアル）の策定、及び見直しが望まれる。

「子どもの権利擁護マニュアル」や「ハラスメント指針」、「新型コロナウイルス感染症」、「慢性疾患」等に対するマニュアルの策定、及びプライバシー保護規定（程）や実習生受け入れマニュアル、ボランティアマニュアル、子どもの虐待防止マニュアルが作成されているが、内容の検証・見直しが望まれる。

関連項目：11, 20, 24, 38, 40, 41, 60, 66

3. 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が望まれる。

安心・安全な教育・保育における事故事例については、収集・分析し、改善・防止策等の再発防止を検討することが望まれる。防災対策として、備蓄は1日分が保管されているが、沖縄県や那覇市防災計画では、島嶼島の事情から1週間分の備蓄を推奨している、最低3日以上以上の食料の備蓄が望まれる。災害時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた、業務継続計画の作成が望まれる。

関連項目：37, 38, 39

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回は2回目の第三者評価の受審でした。1回目の受審がコロナ禍の影響から後ろ倒しになり昨年度終えたばかりではありましたが、介護と福祉の調査機関おきなわの皆様には、多角的な視点から多くの気づきと課題を掘り起こしていただき、現在の私たちに足りない、または気づいていない部分を明確にしてくださいました。

開園から5年目を迎え、これまで私たちが認定こども園として取り組んできた地域や環境のなかで、定着してきた力と培ってきた園の強みを活かし、更なる教育・保育の質の向上や地域の子育て支援、就学に向けた小学校との連携、子どもを取り巻く社会への対応など、次のステージに移るため取り組みをスタートさせる段階にあることを認識させて下さいました。

今後の励みになるようなコメントや評価も多数いただいたことや利用者調査で実施した保護者アンケートでは87%の回答率があり、多くの保護者の皆様のご協力をいただいたことに感謝いたします。

これからも地域に貢献できるような園運営を心掛け、子育て世帯が安心して子育てや相談ができる地域の子育て支援の拠点として取り組んでまいります。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果(案)

項 目		評価 結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○ 2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>理念と基本方針は、全体的な計画やホームページ、パンフレット等に掲載されている。理念は「共に笑い、悩み、楽しみながら成長し、一人ひとりが輝く場所」として、こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は、「子どもの人権や自主性を尊重し、あふれる可能性を限りなく伸ばしてあげよう」と明示し理念と整合し、職員の行動規範となる内容になっていると共に、職員行動指針を作成し取り組んでいる。毎月の職員会議で職員へ周知している。理念は玄関に掲示し、入園のしおりに記載するなど保護者等への周知が図られている。</p> <p>今回の調査時の保護者アンケートで「入園時に教育・保育の目標や方針について、十分な説明がありましたか」に対してが100%が「はい」と回答している。</p>	

項 目			評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○	3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>社会福祉の動向は、法人立那覇市認定こども園園長会や行政からの通知、厚生労働省からのニュース等で把握している。第2期那覇市子ども子育て支援事業計画について把握しているが、校区内の具体的な情報が把握しづらいことも周知している。市全体では認可園の増加や年々子どもが減少傾向にあること等を把握している。こども園を利用することの推移や利用率の分析から1号認定の子どもが、年々減少傾向にあることや約20か所の保育所からの入園児がある事等を把握している。将来的には現在の入園児数より減少が見られるため、3歳児保育の実施も検討を要することも把握分析されている。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>経営課題として、人材確保・育成や地域交流等を挙げ、職員会議で周知している。人材確保については、産休等の年度中途での人材の確保が難しいことが挙げられている。職員の研修等が、研修計画に基づいて実施できなかった問題点を挙げ、今年度は副主幹やフリー保育教諭を配置して研修の充実にも力を入れている。地域連携については、施設の立地が住宅街から離れた高台にあり、施設側から積極的な働きかけが必要であることを認識し、地域における子育て相談等に関するチラシを校区内の自治会の協力を得て、各家庭に配布し、新聞配達所が発行する地域新聞に園の行事等の情報を掲載する方法など取り組みが検討されている。人材確保等は法人全体の課題でもある事が共有されている。</p>	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園の理念や基本方針の実現に向けて、中・長期計画として5ヵ年(2019~2023)計画が策定され、待機児童状況、設備や人材(人員計画)、教育研修、遊具、安全、環境対策、地域貢献、災害対策等に関する具体的な内容となっている。中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定し、担当や実施期限を設定し、毎年見直しされている。</p> <p>■改善課題 予算として金額が明記されているが、中・長期の収支計画の策定を期待したい。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○ 2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		<p>■取組状況 今年度の計画には、15の事業項目があり、その一つの項目として中・長期計画の事業内容が具体的に示されている。設備については、昨年ICT化に取り組みコドモンの導入、各クラスにノートパソコンとタブレットを設置している。今年度はコドモンの指導計画・月案作成機能を活用して業務効率化と共有化に取り組んでいる。人材育成では副主幹とフリー保育教諭の2人を指導者としてクラス担任から外し、園内研修や職員間の保育参観の充実、新任、若手職員の育成に取り組んでいる。遊具の補修、環境整備、地域の保育園との交流、子育て支援の推進等の実施状況の評価が行える内容となっている。年間スケジュール表についても、職員会議や研修等の日程が記載され単なる行事計画にはなっていない。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
		2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
	コメント	<p>■取組状況 単年度の事業計画は、全職員参加による月1回の職員会議や週案会議で話し合った内容を、園長、主幹保育教諭(以下主幹という。)が意見を集約して、事業計画を策定している。事業計画の実施状況は年度末までに職員会議や週案会議で評価し、事業報告書が作成されている。事業計画は年度ごとに事業内容が見直されている。事業計画の評価結果は新年度準備時に職員会議等で周知している。</p> <p>■改善課題 事業計画策定のための時期、手順を作成し、手順にもとづいて事業計画の実施状況の評価が望まれる。事業計画の項目の整理、及び防災計画の文言等の検討。事業実績報告については、事業計画の項目ごとに整理すること。行事計画について、4種類あり(保健計画、年間スケジュール表、令和5年高良子ども園行事計画、ホームページの月事の行事等)内容が一致していないので、基本となる事業計画表の作成を期待したい。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
		2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
		3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
	コメント	<p>■取組状況 事業計画は、入園説明会で「入園説明のしおり」を保護者に配布し、行事計画として園だよりやクラスだより、ゴドモンでも周知している。「入園説明のしおり」の主な内容として、理念、基本方針、教育・保育目標、主な教育・保育内容、園の概要、デイリープログラム、行事計画、園と家庭との相互理解のために、保健衛生について、保険について、情報公開及び個人情報の保護、給食・弁当持参について、新型コロナウイルス感染症について等が明示されている。具体的な内容については、入園児の準備すべき物について、パワーポイントや動画配信により、わかりやすい資料等を作成して、保護者の理解しやすい工夫がされている。</p> <p>■改善課題 「入園説明のしおり」に表示している行事計画には、職員の研修や会議等についての追加が望まれる。「年間スケジュール表」と「しおりにある行事計画」の内容表示に差異が生じないような配慮が望まれる。 行事のみの周知の場合は評価基準により「C」評価となる。</p>	

項 目		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
		a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○ 2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント	<p>■取組状況 学校評価(教職員による自己評価、保護者アンケート、学校関係者評議委員会)が毎年実施されている。園長と主幹を中心に自己評価についての体制を整備し、計画から実施、評価結果の集計・考察、改善方針を作成し、公表している。実施時期については、自己評価は12月、家族アンケートは11月と、それぞれ時期を定め実施し、その結果を学校関係者評議委員会に報告し、公表している。今回は2回目の第三者評価を受審している。教育保育計画の各事業計画の実績報告を作成し、評価見直しをしている。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。
		a
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 学校評価等結果にもとづく総合評価から課題が明示され、前年度からの継続課題として園内研修を含めて、今年度は7件の課題が明示されている。今年度の課題は、基本的な生活習慣について、あいさつの推進、スマートフォン等の適切な使用、規範意識やマナーを身につける援助、園内研修の充実、保育者同士の保育参観、デジタルな情報発信等を明示している。具体的な取り組み策が明文化され、職員会議で共有されている。基本的な生活習慣やあいさつの推進は月間指導計画に位置付けて実施されている。園内研修や保育参観等は2人の保育教諭をフリーにして取り組み始めている。改善計画の見直しは、学校評価計画では4月～3月と表示されているが見直しの状況は確認できなかった。</p> <p>■改善課題 実際に明示された課題と自己評価の結果との整合性についての整理に期待したい。</p>	

項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を年度初めの職員会議で説明している。自らの役割と責任については、毎年卒園式に「今年度を振り返って」の挨拶文を配っている。教育保育計画には、園務分掌の方針を記載し、職務分担表を作成して全職員に職員会議及び週案会議で周知している。園務分掌で主幹が園長の業務補佐と明記し、危機管理マニュアルの職員の任務として、園長不在時代行として主幹がすることが明確化されている。</p>
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長は社会福祉主事任用資格を取得し、関係法令に関する知見を有し、遵守すべき法令等を理解し、経理規程による法人の統括会計責任者や業務執行理事に任命されている。契約条項に基づいて指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。就業規則の服務規律で職務上の地位を利用して自己の利益を図ることやハラスメント等の禁止が明記されている。園長は、行政の主権する研修に参加し、虐待防止、防災、人権に配慮した保育、特別支援教育等を受講し、研修受講後は伝達研修を実施している。働き方改革については、職員に義務化された年休5日取得についても取得を促している。</p> <p>■改善課題</p> <p>ハラスメントの禁止について、昨年度から義務化されていることから、指針の作成及び職員への研修の実施等が望まれる。</p>

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行っている。学校評価等結果にもとづく課題と改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。具体的な体制として、園内研修や保育参観等の改善策として、2人の保育教諭を担当として配置し、さらに、栽培、環境、ICT&絵本の3委員会を設置して、職員の意見を反映するための場として、自らもその活動に積極的に参画して取り組み始めている。教育・保育の質の向上に向けて、行政主催の虐待防止や事故防止及び発生時の対応、人権に配慮した保育、乳幼児期の食事、発達支援等の園外研を職員に受講をさせている。園内研修として、園の教育目標・方針の理解、保護者の理解と家庭との連携の仕方、危機管理、健康安全指導、保育の展開と反省・評価等質の向上に向けて実施している。</p>	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>組織の理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等の分析については、社会保険労務管理士や法人役員による管理者会議で実施している。12時間開所やフリー保育教諭3人と副主幹とフリー指導教諭の配置、事務員1名、用務員1名を配置し、業務の実効性の向上に取り組んでいる。リフレッシュ休暇を誕生日に付与し、年休が2時間単位で取得可能など、働きやすい環境整備に取り組んでいる。栽培、環境、ICT&絵本の3委員会を設置して、職員の意見を反映するための場として、自らもその活動に積極的に参画して取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>人員体制に関する基本的な考え方は、中・長期計画に人員計画の方針として、専門職の配置、子育て支援員、保育教諭補助等、必要な人材や人員体制について具体的に明記している。人材の確保については、年度計画に基づいて実施されている。今年度は副主幹とフリー保育教諭を配置し、人材育成の強化に取り組んでいる。職員確保については、合同説明会への参加、ホームページへの掲載、ハローワークへの登録、職員を通しての求人活動、地域へのビラ配り、園内に求人採用掲示等の方法を実施している。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
		2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
		3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>総合的な人事管理として、理念や基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明示している。法人として人事基準が明確にされているものではないが、職員採用等は、法人の職員採用試験を実施し選考している。リーダーについては試験制度を採用し、サブリーダーの昇進、昇格は園長の推薦となっている。園運営や職員配置の目的で職員の意向調査及び面談を実施し、把握した職員の意向・意見等に基づいて改善策(給与水準の比較、有給休暇の取得向上、時間外労働の削減等)が評価・検討され、その結果から昨年はICT化(コドモン及び職員用にタブレットの導入)に取り組んでいる。職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みとして、退職金制度として福祉医療機構社会福祉施設職員退職手当共済に加入し、リフレッシュ休暇等の制度がある。</p> <p>■改善課題</p> <p>採用や昇任試験等実施されているが、昇格や人事異動等にあたって、経験年数や在籍年数等職員側からも納得できるような一定の基準の明文化が望まれる。</p>	

項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○ 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○ 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 労務管理に関する責任者は園長で、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理し把握している。総合的な福利厚生として、職員への年1回の健康診断の実施や福祉医療機構の退職金制度に加入し、AIG損保保険の業務災害総合保険に加入し、付帯サービスサポートとして職員に対してメンタル相談や心身のケアサービス等がある。職員のコメントとして「業務災害総合保険の付帯サービスを利用して、子どもが小さいときに熱を出して対応に困った時に、活用して助かった」ことを挙げている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長は、有給休暇の取得促進、短時間勤務の導入、時間外労働の削減、クラス担任の複数制、フリー保育教諭を配置している。用務員による施設設備(扇風機の掃除等)や栽培用の畑の事前準備等を実施することで、保育教諭の負担軽減につながり、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 完全週休2日制の実施に期待したい。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ 2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○ 3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○ 5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>■取組状況 期待する職員像として「①理念を体現できる、②園児や保護者、職員、地域との信頼関係を築いていける、③常に向上心を持ち、次に繋がる行動がとれる」を定めている。12月の意向調査で、職員一人ひとりが今年の業務を振り返って1年後と3年後、5年後の目標を記入し、園長面談が実施されている。職員の目標は、「資格を取得し、保護者や後輩にアドバイスができるようになりたい」等、具体的に設定されている。設定した目標について次年度の7月に園長が進捗状況の確認のための面接を実施し、その後12月の面談で目標達成度の確認をして、再度の目標設定をさせている。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
		2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 教育保育計画に「期待する職員像」を明示し、研修計画に基づいて研修が実施されている。職員間の保育参観を計画に位置づけて毎年、職員1人が日案を作成して実施している。必要に応じてフリー保育士や初任者に対しては主幹や副主幹が判断してクラス同士で随時、保育参観を実施している。研修計画は毎年3月までに評価して研修内容を見直している。今年度は初任者用の園内研修カリキュラムが見直されている。</p> <p>■改善課題 認定こども園として、保育士及び幼稚園教諭の資格が必要とされ、採用試験を実施し、意向調査では目標設定のために専門技術(スキル)の一部が例示されているが、研修計画に期待する職員像と研修の基本方針、職員に必要とされる専門技術や専門資格を追記した上で、計画の作成が望まれる。</p>		
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント	<p>■取組状況 職員の資格取得の状況は、履歴書や資格証、研修受講票、面談等で把握している。初任研修や2年目研修の対象職員に対して、園長と主幹が初任者対象の園内研修指導計画に沿って研修を実施し、園長や主幹、副主幹、経験豊富な職員によるOJT(指導やアドバイス)が実施されている。園長や主幹、保育教諭、事務員等は、階層別や職種別の研修を受講し、虐待防止や人権に配慮した保育、特別支援コーディネーター研修、キャリアアップ研修等のテーマ別研修も受講している。外部研修の情報は会議等で声かけし、回覧や掲示で受講を促し、オンデマンド研修の場合は全職員が受講できるように配慮している。</p>		

項目		評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況 実習生等受入規程に基本姿勢を明記し、学校側の実習内容に応じて実習の目標(教育・保育実習IとII)を定めている。受入窓口は園長で、保育士と幼稚園教諭の実習生を受け入れている。園長が資料を準備してオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書を提出させている。保護者には園だよりで「実習生受け入れのお知らせ」を発信している。実習指導者の主幹とクラス担任は必要な各種研修を受講している。学校側と事前に打ち合わせを行い、実習期間中に学校の担当者が来園し、必要に応じて電話で連絡している。</p> <p>■改善課題 実習生等受入規程に下記内容を追記し、マニュアルとして整備するとともに実習生受入記録の整備が望まれる。 追加内容として①受け入れについての連絡窓口、②子どもや保護者、職員への事前説明、③守秘義務を含めて実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目。</p>	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○ 2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○ 4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント	<p>■取組状況 ホームページで理念や基本方針、教育・保育の内容、予算・決算情報、第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制等について公開されている。園長が小学校との合同学校評議員会に参加して、こども園の「園だより」等の資料を配布して説明をしている。子育て応援デいのチラシを説明した際は、小学校がメーリングサービスで各家庭に情報を提供し、各評議員の協力によりチラシを自治会の掲示板や公民館、保育施設に掲示し、自治会の250世帯に配布している。</p> <p>■改善課題 ホームページでは「苦情要望件数は0件でした」となっているが、電話や口頭等による相談についても、件数の公開も期待したい。</p>	

項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
		3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
		4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>■取組状況 事務や経理、取引等に関しては、経理規程で「関係法令等を遵守し、適切な運営を行う」ことが定められ、職務分担表により権限と責任が明確にされ、職員に周知している。毎年、法人の監事監査を受けており、監査委員に税理士事務所の職員や会計職員も参加し、園長は経理の経験を活かして、経営改善に努めている。</p> <p>■改善課題 社会福祉法人として公益性の高い施設であることが求められており、必要に応じて外部の専門家との契約に基づいて相談し、助言を得る等で定期的に確認し、事業経営・運営の適正な取り組みや実状に即した経営改善の取組が望まれる。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○	3	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント		<p>■取組状況 地域との関わり方の基本的な考えは事業計画に明記されている。那覇市子育て応援ガイドや那覇市地域子育て支援センターの「うえばる～むだより」や「南風」、病児・病後児保育や児童発達支援、エイサー団体の募集等、地域の情報を掲示し、チラシは保護者が自由に手に取れるように玄関に置いている。エイサーの団体にこども園で演技を披露してもらったところ、発表会でエイサーに取り組んだ子どもたちがいる。勤労感謝の日は、交流のある小学校や近隣のコンビニ、交番、図書館、歯医者、公民館等に感謝状を持参して交流し、コンビニ店内には感謝状が飾られている。地域の保育園児との交流も実施している。歩け歩けお弁当会で子ども110番の家に立ち寄って説明し、地域の公園でドッジボール大会を行うこともある。保護者には子育て相談を通して、学童の情報や児童デイサービスの案内、発達支援センター、子育て世代包括支援センター「らららステーション」等の情報を必要に応じて提供し、利用するよう推奨している。</p> <p>■改善課題 コロナ禍が終息して地域行事が再開されたら、地域の行事や活動への参加も期待したい。</p>	

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力を行っている。
コメント		<p>■取組状況 ボランティア及び職場体験受入規程にボランティア受入れと学校教育への協力についての基本姿勢が明記されている。隣接する小学校5年生との交流会やお掃除ボランティア、中学生の職場体験、養成校の学生ボランティアを受け入れており、受け入れの際は「これから職場体験活動をするにあたって」の資料をもとに園長がオリエンテーションを実施して守秘義務等の誓約書を提出させている。</p> <p>■改善課題 マニュアルの内容には、下記項目の追加が求められております。「ボランティア及び職場体験受入規程」に下記内容を追記しマニュアルとしての整備が望まれる。また受入記録の整備が望まれる。追加内容として①登録・申込手続きや配置(活動やクラス等)、②子どもや保護者、職員への事前説明、③実施状況の記録、④オリエンテーションの実施方法等の項目。</p>	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○	5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント		<p>■取組状況 関係機関のリストや園周辺の地図を教育保育計画に記載し、職員室に掲示して職員に周知している。小学校とは毎週、連絡会を開催している。保幼小連絡会で各園の課題を共有し、連携して指導したいことを確認して公開保育を実施している。支援児の保育については、相談支援専門員や児童デイサービス職員、保護者、担任を交えた担当者会議を開催し、年2回は那覇市子ども発達支援センターの巡回相談がある。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる場合は、子育て支援室や児童相談所と連携している。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
	○	2	(認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
	○	3	(認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
コメント		<p>■取組状況 未就学児の親子への園庭開放や子育て応援デイの開催、小学校との合同学校評議員会や保幼小連絡会に参加して、地域の福祉ニーズの把握に努めている。こども園は転勤者が多い地域にあり、県外からの引っ越しで地域に馴染めず、支援が必要な親子がいることを把握し、小学校との合同評議員会で「学校で寄り添い支援がある」というアドバイスを、行政のパンフレットを収集し提供している。今年7月の子育て応援デイ「一緒に遊ぼう会」に4世帯が参加して、屋上菜園でスイカを収穫し、翌週のスイカ割り事への参加を声かけし、1世帯が参加している。子育て応援デイの参加者が知人を誘ってくることもある。園児の兄弟姉妹や地域の子育て世帯の子育て相談にも応じニーズの把握に努めている。</p> <p>■改善課題 民生委員・児童委員等との定期的な会議への参加等、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための更なる取組に期待したい。</p>	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
		3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○	4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	○	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 こども園は転勤者が多い地域にあり、県外からの急な引っ越しで地域に馴染めない親子がいることを把握し、小学校との合同評議員会で「学校で寄り添い支援」があるというアドバイスを、行政のパンフレットを収集し提供している。子育て応援デイを実施して園庭を開放し、地域の子育て世帯の相談にも応じている。子育て応援デイは、「一緒に遊ぼう会」のタイトルでチラシを作成し、小学校や合同評議員の協力を得て地域に積極的に情報を発信して参加者を募り実施している。こども園は災害避難場所に指定され、ミルク等の乳幼児向け備蓄も準備している。</p> <p>■改善課題 子育て応援デイは実施しているが、把握した地域の福祉ニーズに基づき、法で定められた事業にとどまらない公益的な事業・活動を年度の事業計画に明示して実施することが望まれる。コロナ終息後は、地域コミュニティの活性化やまちづくり等への貢献も望まれる。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ 6	(認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○ 8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 子どもを尊重した教育・保育についての、基本姿勢と実施方法が教育保育計画に明記され、職員は「人権に配慮した保育」や「互いを認め合いながら、一人ひとりが育ちあう学級づくり」の研修を受講している。不適切な保育についての、研修は全職員がオンラインで受講し、報告書を提出している。子どもの権利擁護マニュアルが作成され、子どもの人権・人格を尊重するため、職員間で意識を共有して実践している。職員は毎年、振り返りの自己評価や公開保育を行い、今回2回目の第三者評価を受審している。全国保育士会の倫理綱領に沿って今年度は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を職員に配布している。子どもに対して互いを尊重する心を育てるため、チクチク言葉とフワフワ言葉についてクラスで説明し、子どもの自主性を尊重して虫網の使用方法について、クラスで話し合ってルールを決める等に取り組んでいる。性差への先入観による固定的な対応をしないよう、職員は子どもを「さん」で呼び、出席簿は誕生日順にしている。多様性について、子どもにはなかよし会で「男女関係なく好きな物や好きなことを選んで表現できる」ことを、女性職員が男性の服を着けて説明し、その内容を保護者にも伝えている。外国籍の保護者にはタブレットの翻訳アプリを活用していた。オンラインで実施される「特別支援教育に関する講演会のお知らせ」は園内に掲示するとともに全保護者に配布している。保護者アンケートで、「職員の言葉遣いや態度、服装などが適切だと思いますか」の問いに、100%「思う」と回答、「職員がお子さんの気持ちを大切にしながら対応しているか」91.7%「思う」と回答している。</p> <p>■改善課題 排せつや着替え、シャワー時等の日常の教育保育場面における保育マニュアルの作成、及びマニュアルに子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢を反映させることが望まれる。人権擁護のためのセルフチェックリストの活用を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 作成されているプライバシー保護規定は、個人情報保護法にうたわれている守秘義務等に関する内容となっている。教育保育場面においては発育測定や内科検診、プール遊びの際の衣服や水着の着脱時はパーテーション等で子どものプライバシーに配慮し、子どもにはプライベートゾーンが見えないような着替えの方法も教えている。保健計画に「生命(いのち)の安全教育」を位置づけ、絵本等を使用してプライベートゾーンについて園児に説明し、その様子は園だよりで保護者にも伝えている。トイレはドアがあり、多目的トイレが設置され、設備面での工夫がある。</p> <p>■改善課題 提示されたプライバシー保護規定は、プライバシー保護と個人情報保護に関する職員の姿勢は記載されているが、この項目では排せつや着替え、シャワー時等の教育保育場面におけるプライバシー保護に関するマニュアルの整備が求められており、作成が望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価Cとなる。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況 理念や基本方針、教育・保育の内容をホームページで公開し、園のパンフレットを小学校や近隣の保育園に置いている。パンフレットは、園のマスコットキャラクターや写真、図を活用し、わかりやすく作成されている。利用希望者には主幹やリーダーが個別に説明し、見学にも対応している。パンフレットは毎年見直し、ホームページも更新している。</p>		

項目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始時は、重要事項説明書を用いて説明し、同意を得るとともに個人情報利用目的の同意も得ている。入園説明会の資料として「入園説明のしおり」を作成し、パワーポイントや動画配信も活用している。配慮が必要な保護者への対応は、園長や主幹も参加して個別に説明し対応している。外国籍の子どもが1カ月入園した事例があり、職員は日本語を理解できない子どもに翻訳アプリを活用している。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○	3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 転園や校区外の小学校への就学、支援児の場合の対応手順と引継ぎ文書が定められている。こども園の利用が終了した後の担当者は主幹で、「卒園児の保護者の皆様へ」の文書を作成して卒園時に手渡している。</p> <p>■改善課題 「卒園児の保護者の皆様へ」の文書に電話番号と担当者を追記することに期待したい。</p>	

項目		評価結果
III-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	①	利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a
判断基準	a	利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その上向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その上向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握する目的で定期的に行われている。
	○ 4	職員等が、利用者満足把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>日々の教育・保育の中で子どもの様子を観察し、送迎時の保護者との会話の中で子どもの満足把握するように努め、個人面談や保育参観、保護者役員会を通して保護者の意見等を聞いている。年度初めの園児宅確認訪問時は意見記入用紙を配布し、意見や要望は園長や主幹と相談して対応している。個人面談も事前にアンケートを実施している。毎年、保護者アンケートを実施し、園長と主幹、リーダーで検討し、「基本的生活習慣を身につける」や「挨拶の推進」等の課題を職員会議や週案会議で職員に周知し、改善方針や改善策を作成している。</p>	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	○ 6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○ 7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の上向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>苦情解決の仕組みについては、相談・苦情受付担当者を主幹、相談・苦情解決責任者を園長とし、第三者委員2名を選任して、苦情解決の体制を整備している。玄関には沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、事務室から見えない玄関脇に意見箱を設置し、保護者が投函しやすいように配慮している。保護者には、入園説明会で重要事項説明書を用いて、苦情解決の仕組みを説明している。これまで意見箱を通しての苦情・相談等はなく、ホームページで苦情が無いことを公表している。昨年度の保育参観時のアンケートでは、車での送迎者がいたことへの不満が寄せられ、園長名で、駐車スペースが確保できないため、車の送迎は遠慮してもらいたいことを、説明した文書を全保護者に配布している。</p> <p>■改善課題</p> <p>保護者アンケートや電話等で把握された苦情についても、苦情解決報告書を作成し、苦情内容及び解決結果等は、個人情報に配慮したうえで公表すること、また、重要事項説明書に苦情相談窓口として、行政機関と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会を追記し、職員コメントにある保護者が、意見しやすいように苦情記入カードを配布するなど、ポストの積極的活用を図ることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談しやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、重要事項説明書に相談窓口と第三者委員名を記載している。玄関口に意見箱を設置し、相談苦情窓口の受付担当者や解決責任者、第三者委員名を記載した、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示している。個人面談後に主幹が家庭・子育ての悩み等の、子育て相談を行っている。保護者からの意見や相談に対するスペースは、プライバシーに配慮して絵本の部屋を活用している。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>保護者からの相談や意見への対応については、玄関前に意見箱を設置し、相談・苦情対応担当者や責任者及び第三者委員名が記載された、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、重要事項説明書でも説明されている。職員は保護者が相談や意見を述べやすいように、送迎時ではできるだけ担当が行い、保護者と顔を合わせた関わりを大切にしている。連絡帳の活用や、年度初旬の園児宅確認訪問時にご意見記入用紙を配布し、意見がある場合は園長、主幹に相談し対応している。個人面談の前には事前アンケートを実施し、週案会議や保育会議で伝える内容等を検討し対応している。保護者アンケートから不審者対策として、子どもが外部の人が来園したときの「挨拶の習慣」について意見を受け、指導計画や月案に挨拶の指導・援助を明記し、動画を活用してスムーズに挨拶ができるよう取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 リスクマネジメント体制については、園長を責任者とした危機管理体制が構築され、職員の役割分担が明確にされている。事故や災害・不審者対応等のマニュアルが整備され、教育・保育計画に掲載し全職員に周知している。昨年度は転倒や骨折など5件の事故が発生し、対策会議を開催し改善が図られている。事故報告書を作成して、職員に回覧し周知されている。食事中や睡眠中の窒息事例や玩具の誤飲に関する事故について情報収集し、職員に回覧するほか、マグネット玩具をチェックするなど対応している。また、事故事例のパンフレットを保護者への注意喚起として玄関に掲示している。事務室内にAEDが設置され、消防士指導の下、心肺蘇生訓練の講習が実施されている。毎月初めに安全点検簿にて教室、園庭等の安全点検を実施し、園外保育前には、事前に職員で近隣道路や公園を歩き危険箇所を確認するなどしている。災害、不審者対策などの教育保育計画について毎年見直しを行っている。</p> <p>■改善課題 事故については、事例を収集し職員へ周知されているが、収集した事例をもとに分析し、改善・防止策等を検討することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
		2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
		7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
コメント	<p>■取組状況 感染症対策については、園長、主幹を責任者とした「感染症発生時の対応について」の手順書を作成し、教育保育計画の保健計画で感染症予防や熱中症予防、新型コロナウイルス感染症等の対応について明示し職員に周知している。園長・主幹を中心に感染症に関する研修に参加し、職員会議等で職員に伝達研修を行っている。園児の手洗い励行や来訪者に対して玄関口での消毒、取っ手や受話器など、毎日園内の消毒を行い感染症の予防に努めている。感染症予防や熱中症予防等を記載した保健計画は年度末の教育保育計画再編成で見直している。感染症の発生状況は週案会議で報告し、職員間で情報共有・対応をして、新型コロナウイルス感染症等については保健所へ報告されている。手足口病、新型コロナウイルス、インフルエンザなど年間の感染状況が事業報告書で報告されている。</p> <p>■改善課題 新型コロナ以外の感染症についてもマニュアルの作成が望まれる。 今回の第三者評価事業での保護者アンケートで、インフルエンザ等の感染症の発生状況について、クラス等の発生状況を知らせてほしいとの意見があった。保護者への速やかな情報提供について、日々の感染状況を事務所前に掲示するなどの改善が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
	○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況 災害時における子どもの安全確保のための取り組みについて、危機管理マニュアルで火災、地震、津波、台風等災害時の対応体制が決められている。当園は高台にあり、那覇市防災マップで隣接の小学校ともに地域の避難場所として指定されている。園舎は平成21年に那覇市立として建設され、事務所内に防災管理システムが設置されている。平屋のコンクリート建てで園庭への出入り口も大きく確保されており、火災等の緊急時には短時間での避難が可能な造りになっている。保護者等との連絡は「コドモン」で確保し、職員は、グループラインで緊急連絡等が行われている。災害用のバックには緊急用引き渡しカードが保管されている。備蓄リストが作成され、園長管理のもとアレルギー対応の食糧や地域の避難場所として、乳児用のミルクやブランケットなどが備蓄されている。火災、地震、不審者対応の年間計画が策定され、毎月訓練を実施し、隣接の小学校と地震・津波・火災の合同訓練を実施している。不審者対策については、地域の交番と協力し「さすまた」等を利用した訓練を行っている。</p> <p>■改善課題 備蓄は1日分が保管されているが、沖縄県や那覇市防災計画では、島嶼島の事情から1週間分の備蓄を推奨しているが、最低3日以上以上の食料の備蓄が望まれる。災害時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた、業務継続計画の作成が望まれる。</p>		

項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。 b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○ 5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育に関する標準的な実施方法として、「虐待対応マニュアル」「実習生受入規定」「ボランティア及び職場体験受入規定」「苦情解決・対応規定」「個人面談マニュアル」等が作成されている。マニュアルの周知方法については、初任者研修等では個別に指導されている。標準的な実施方法にもとづく教育・保育の実施について、職員会議や週案会議で日々の教育・保育状況を報告し確認している。</p> <p>■改善課題 ① 子どもの尊重や着替えや排せつ等のプライバシーの保護に関するマニュアルとして、プライバシー保護規定が作成されているが、内容に「守秘義務」「不適切な事」等が混在しているため、内容の整理が望まれる。 ② 「子どもの権利擁護マニュアル」として人権擁護のためのセルフチェックリストや倫理綱領が提示されているが、子どもに関する4つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について、具体的な指導手順の作成が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○ 3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 標準的な実施方法の見直しについては、プライバシー保護規定や那覇市作成の食物アレルギー対応マニュアルには作成年月日が表示されている。沖縄総合給食マニュアルが、2022年10月28日改定と明示されているが、それ以外のマニュアルについては、作成年月日や見直しの年月日は表示がされていない状況である。</p> <p>■改善課題 各種マニュアルの主旨をふまえて、検証、見直しの実施、及び見直しの過程がわかるように作成年月日や改定年月日の記載が望まれる。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	(認定こども園)全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○ 5	(認定こども園)子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 7	(認定こども園)指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○ 9	(認定こども園)指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>アセスメントに基づく指導計画作成の手順が定められ、年間指導計画や月、週、日案を各クラス担当職員が作成し、責任者を園長・主幹としている。アセスメントは入園面談資料や児童票等で、園児の家庭状況や成育歴、既往歴や予防接種状況、食事や排泄等の生活状況を把握し職員会議で確認、協議している。入園後は年2回の個別面談等を通して発達上の課題や保護者の要望等の把握に努めている。指導計画は、全体的な計画の5領域のねらいや内容に基づいて作成されている。特別な配慮を必要とする園児に対しては、児童デイサービスや発達支援センター等関係機関が参加する会議で「お友達と一緒に過ごしてほしい」等、保護者の意向を確認し、特別指導計画書が作成され、保護者の同意を得ている。指導計画にもとづく教育・保育の実践について、週案は週案会議、月の計画は職員会議で振り返りや評価が報告されている。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が指導計画に記載されている。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況 全体的な計画は毎年2月に園長等より次年度の案が示され、職員会議で決定している。年間指導計画は、園長・主幹・副主幹・フリー保育教諭・クラス担任で1月に評価と見直しを行っている。行事計画は担当職員が作成し、絵本や栽培、環境年間計画は、委員会担当が主幹と相談しながら、次年度の計画を作成している。月案は毎月の職員会議で振り返り周知している。週案会議・保育会議で週の反省や次週の計画、週末の土曜保育の内容や一時預かり保育延長保育を共有し、毎朝のミーティングで指導計画を緊急に変更するなどを実施している。指導計画の緊急の変更については、小学校プール使用に関する急な天候変化による計画の変更手順が示されている。夏休みの指導計画では、2号認定児のみ4グループに編成し直し、少ない人数の中で子どもたちで決めたり・話し合う姿が自然と増え、担任がその場になくても、ごちそうさまの挨拶までを自分たちで進める姿がみられた。保護者アンケートの結果から課題として、「挨拶の徹底」や、「基本的生活習慣の確立」が明確にされ、年間事業計画に位置づけて取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 指導計画の急な変更については、朝のミーティングで対応しているが、手順書の作成が望まれる。</p>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。各クラスの
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況 園児一人ひとりに「園児記録」を作成している。記録は、園が定めた統一した様式によって把握し記録している。職員によって発達の捉えに差が生じないように主幹と園長とで確認し、必要に応じて他のクラスや他の職員の記録を見本として参考にする等工夫している。週案にはその日その日の気になる子を記録し、週案会議で情報共有し、月に一度の職員会議では、その月の気になる子どもの様子やクラスの実態を情報共有している。各クラスにノートパソコン1台、タブレット1台を設置し、記録等の保存データを共有している。</p>		

項目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3 記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>■取組状況 「個人情報保護規定」とプライバシー保護マニュアルが整備され、個人情報管理責任者は園長とし、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の開示について定めている。就業規則で個人情報に関する守秘義務と漏洩に関しての罰則規定が定められている。個人または業務でソーシャルメディアをもちいる際に遵守しなければならない基本原則「ソーシャルメディアポリシー」と「園における個人情報の取り扱いについて」のガイドブックを全職員に配布し年度初めに読み合わせを行い、不適正な利用や漏洩に対する対策と研修が行われている。入園説明会で個人情報の取り扱いについて説明し保護者から同意書を得ている。</p>		
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	b
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント	<p>■取組状況 子どもの権利擁護については、認定こども園の使命・役割として、子どもの生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を、保障するための「子どもの権利擁護マニュアル」を作成している。「子ども虐待防止マニュアル」が作成され、早期に気づくためのチェックリスト等を明示している。法人の「苦情対応・解決規程」が整備され、保護者アンケートや個人面談による意向の把握もされている。マニュアルにもとづいて、登園時の子どもの視診や教育・保育時の子どもの発言に注意している。個人面談後の子育て相談では主幹や園長が保護者の家庭や子育て等の悩み等に対応している。不適切な保育が社会問題になった際には、全職員が「人権に配慮した保育」のオンライン研修を受講し、週案会議では他施設の不適切な保育の事例に基づいて、教育・保育のあり方を考える機会としている。全国保育士会の不適切な保育に関するチェックリストが全職員に配布され各自で取り組まれている。</p> <p>■改善課題 子どもの権利擁護マニュアルには、子どもの4つの権利について保育実践のための具体的な内容を追記することが望まれる。</p> <p>当園の教育・保育方針である「子どもの人権や自主性を尊重し、あふれる可能性を伸ばす」の実現には、子どもに関わる全職員の権利擁護に関する意識を高める取り組み「不適切な保育に関するチェックリスト」の集計・分析、PDCAの実施及び研修等の定期的な実施が望まれる。</p>		

項目		評価結果
A-2 教育・保育内容		
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成		
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。 a
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
	○ 2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
	○ 3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
	○ 4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
	○ 5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。
	○ 6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。
	○ 7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
	○ 8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>全体的な計画には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、基本理念、教育及び保育目標や方針、園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達に応じたねらいや内容を記載している。教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生・安全管理、食育の推進、子育ての支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・関係者評価)、研修計画・学力向上推進計画など、基本方針が地域や家庭と共有されるように作成している。全体的な計画の見直しは、年度末に園長、主幹、副主幹、フリー保育教諭で評価し、次年度の計画を作成し、全体職務会で全職員に周知している。参観日には保育室の入口に指導計画を保護者が理解しやすい言葉を引用し保育教育内容を掲示し、共有が出来るようにしている。</p>	

項目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機等で温度を調整し、空気清浄機が各教室に設置されている。発達に合った家具(テーブル、椅子他)、玩具、遊具(運動用具含む)類の素材など安全面に配慮している。教室の玩具類は毎日安全点検し、週末にオゾンボックスを利用して消毒している。トイレや手洗い場は子どもの降園後に、職員が清掃を行い清潔が保たれている。年度初めは、子どもが集団から離れて一人になりたい時や体を休めたいときに、過ごせるよう絵本コーナーに畳を敷き、三角コーナーを利用するなど場所を工夫している。園庭の教材や遊具は、月1回環境委員会の職員が安全チェックを行い、園庭や園舎回り、屋上庭園などの安全面を確認している。用務員が草刈りや扇風機掃除、外倉庫整理、固定遊具の油さしなど行っている。毎年、ダニ駆除や水質検査を実施している。食事は各教室を使用し、感染症対策に配慮し、落ち着いた空間で摂れるようにしている。午睡は各教室で室温や照明に配慮し行っている。各教室のほかに絵本の部屋と遊戯室の2つを利用し、雨天時においても体を十分に動かすことのできる空間がある。</p>		

項目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかさす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント	<p>■取組状況 一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育については、入園面談で、集団経験の有無や基本的生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム等を把握し、学級経営案を作成している。新しい環境や人間関係の中で、保育教諭は一人ひとりの気持ちを受容し、見守りながら信頼関係を築き、園児が安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。登園後、教室に入室できない子どもは、職員室で小動物を見せながら話をするなどで、気持ちを落ち着かせてから、クラスに合流できるようにしている。このように、こどもの不安を受け止め、寄り添い、受容するなど担任以外の職員でも実施している。子どもの表情から子どもの気持ちに寄り添う支援として、「集会で声を出すことを不安に思っている2人のこどもに対し、全体で声を発する場はないことを伝えると安心してダンスなど披露していた」と週案に記載されていた。子どもが表現した言葉を使って野菜のネームプレート(オクラは「とげとげ」・ピーマンは「ふわふわ」)を掲示している。</p> <p>■改善課題 困り感を持っている園児の姿や配慮が週・日案に記載されているが、実際の様子と具体的な援助内容(食事が進まない場合や、集団から離れる子どもへの支援等)の記載を、子ども一人ひとりの内面に寄り添う手だてとして期待したい。</p>		

項 目			評価結果
A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>基本的な生活習慣の指導計画は、2本柱で作成されている。①健康安全に関する習慣や態度(食事、排泄、休息、清潔、着脱、安全な行動)と②社会生活における望ましい習慣や態度(生活のきまり、あいさつの習慣、片づけの習慣、聞く話す態度)の計画がある。計画には、ねらいや指導内容や指導の留意点が記載され、個人差に配慮し、繰り返し支援を行い、子ども本人が気持ちよく過ごすための習慣と友達や周りの人と気持ちよく過ごすための習慣が身につくような取り組みがある。入園前の施設へ聞き取りを実施し、職員間で情報を共有し、子ども一人ひとりに合わせた、基本的な生活習慣の自立への取り組みや子どもの気持ちが、表現できるよう支援している。例えば、気持ちを言葉で伝えられない子どもに対して、「はい」「いいえ」で答えられるような問いかけをし、毎日のクラスの集まりや、当番活動の機会を通して、子どもが話したくなるような場面を設けている。「トイレの使い方や身の回りの始末など、一人ひとりの様子を見てほめて、できないときは一緒に行ったりする」など、やる気を引き出していく支援が確認できた。昼寝や水分補給などの支援や子どもへの声掛けを行い、家庭へも周知し、基本的な生活習慣が身につくようにしている。ゴールデンウィークや夏休み等の後には「家庭生活援助アンケート」を実施して、園生活リズムを取り戻す工夫をしている。</p> <p>■改善課題</p> <p>基本的な生活習慣の習得に向け、園児一人ひとりの発達過程や気持ちに配慮した、基本的な生活習慣の指導計画と期案や月案・週案の連携の記載を期待したい。(その日の活動を振り返るときに、心が揺さぶられるような体験から言葉にしようとする気持ちが出てくることから様々な活動ができるような環境構成への取組)</p>		

		項目		評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a	
		判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。 b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。 c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。 n わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		○	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○	7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		○	8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
	コメント	<p>■取組状況 各教室にはままごと、パズル、ブロック、折り紙等複数のコーナー遊びの環境を整え、登園後、園児は好きな遊びを見つけ一人遊びや気の合う友達と関わりながら取り組んでいる。園庭にはピオトープがありスイレンや水草の中で水の生き物グッピーやヤゴに直接触れる体験ができ、芝草や蝶の食草が植えられトンボやバッタ、セミ、蝶等を追いかけて、採集している。花だんや畑には季節に合わせた草花や野菜が植えられ、子どもが毎日水かけをし、育てた朝顔やパタフライピーで色水遊びをし、野菜を収穫しゴーヤチップスなど食する体験ができています。教室入り口には友だちと一緒に育てたひまわりの花一つに「1400から1500のタネがある」と図鑑で知り、友達と協力してカップに10個ずつタネを入れ、1476個まで数えた実績が展示されている。そら組では「お化け屋敷ごっこ」に向けて取り組み、お化け屋敷の出口でタピオカジュースの販売やカメラマンをやりたい子どももいて、それぞれの要望を聞きながら進めていた。お化け屋敷は朝夕の異年齢保育の教室に設置しているため、開閉できるカーテンを付けて邪魔にならない工夫をしている。園の特色として週1回の「体育指導」があり、全身を使って様々な動きを経験し、友だちと一緒に活動する楽しさや集団での活動に決まりがあることを知る取り組みがある。5歳児の月2回の「にほんごであそぼう」は、文字や言葉の成り立ちを遊びやお話を通して知り、様々な筆具に触れ、筆を使うことや想像する楽しさを味わい、友達に伝える手段として文字を使っている取り組みをしている。</p>			
52	A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
		判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 n わからない、判断できない。		
	着眼点		1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
			2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
			3	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
			4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
			5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
			6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
		コメント	※対象外		

		項目	評価結果
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
		2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
		3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
		4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。
		5	保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
6		様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
7		一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント		※対象外	
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
		○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
		○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
		○ 4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>【4歳児】保育教諭が園児一人ひとりの話を丁寧に聞き、園生活を初めて経験する不安を感じる園児には、少人数で個別に関わる時間を確保して寄り添い、信頼関係が構築できるように取り組んでいる。登園後は、好きな遊びができるよう複数のコーナーを作り、前日作った作品を展示して遊びが継続できる工夫をしている。友だちと一緒に遊ぶことが楽しいと感じられるように、簡単な集団遊びやリズム遊びを取り入れている。月や季節ごとにコーナー遊びを変化させる取り組みをして、作品を展示して紹介し、友だちの良さを伝え合う場を作り、友だちの遊びに興味を持つ支援をしている。園児の発案から遊びを広げる取組として、「夏」をテーマに子どもが話し合う中で、そらぐみでは「魚釣りをしたい」との要望を実現する為、「園庭で釣竿用の小枝を見つけるが、小枝では大きな魚はつれない理由から、魚を沢山作成したことから「水族館を作ろう」に取組が変化していた。【5歳児】進級児は前年度の遊びが継続できるように、新入児は面接で聞いた遊びを参考に、複数の遊びコーナーを整えている。集団に慣れにくい園児が落ち着いて取り組めるようにじ組は、ヒントになる絵本や必要な教材、廃材等を用意し、信頼関係が構築できるように取り組んでいる。保育参観、運動会や生活発表会など子どもの成長や友達と一緒に取り組んだ活動を保護者へ披露し、小学校へ伝える機会がある。</p> <p>3歳児が在籍していないため、着眼点1は評価対象外である。</p>

		項目	評価結果
A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
	<input type="radio"/>	2	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
	<input type="radio"/>	3	計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。
	<input type="radio"/>	4	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
	<input type="radio"/>	5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
	<input type="radio"/>	6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
	<input type="radio"/>	7	職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
	<input type="radio"/>	8	他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 安心して生活できる環境整備と配慮については、特別支援教育経営方針が策定され、主幹が特別支援コーディネーターに位置づけられている。6人の障害のある子どもを受け入れ、毎週、週案会議や保育会議で情報や支援の共有が全職員で図られている。建物はバリアフリーで、多目的トイレが設置され、支援児を受け入れる環境が整備されている。那覇市こども発達支援センターや4か所の児童デイサービスなど関係機関と連携し、計画の策定や支援について情報交換している。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、半年ごとに保育の振り返りを行い、保護者の同意を得ている。計画に基づき子どもの特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友達との関りについて援助している。午後から児童デイサービスを利用している園児もいる。那覇市こども発達支援センターの巡回指導や研修を受講し、保護者とともに専門のアドバイスを受けている。「発達支援保育」についてパンフレットに記載されている。</p> <p>■改善課題 クラスの指導計画に、支援児を含む困り感を持っている子どもの記録があるが、支援児の友だちや環境へのかかわりなどの記録の整備を期待したい。</p>		

項目			評価結果
A⑪	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○ 2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○ 3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○ 4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
	○ 5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○ 6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○ 7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○ 8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○ 9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>1日の生活を見通して、その連続性に配慮する取組として、一時預かり保育の計画が作成されている。ねらいに「休息やゆったりした遊びを行い心身ともに休ませる」「気の合う友だちと好きな遊びを楽しむ」などを掲げ、環境構成には、「幼児一人ひとりの居場所づくりを行う」「体を休める場所と時間を用意する」などを作成し、指導計画に「教育時間を除いた時間」の内容が記載され、子どもの在園時間に配慮している。異年齢交流は平日の朝と午後の園庭遊びや、土曜日と平日の8時までと、夕方17時から実施している。朝のミーティングや週案会議、保育会議で土曜保育の内容や一時預かり保育の内容を共有し、職員が時差勤務を行い引継ぎで日々の状況を伝えている。延長保育は18時30分～19時30分まで合同で過ごし、おやつが提供されている。月の平均利用人数は、一時保育は12人、延長保育は26人利用している。昼寝は4歳児は新年度スタート時から年間を通して、5歳児は夏季休業期間迄行っている。保護者との連携については、各教室のドキュメンテーションの掲示やコドモン、クラスだよりなどで行っている。年間指導計画には、一時預かり保育児や1号認定児へ配慮し、夏休み期間中の「体操指導」や「にほんごであそぼう」の参加の呼びかけ、絵本の貸し出し等に配慮し、長期休暇後の生活リズムの整え方などの支援がされている。</p>		

項目			評価結果	
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a		小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b		小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c		小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	
	n		わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
	○	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	○	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>小学校との接続については、全体的な計画に小学校との連携が位置付けられ、保幼小連携計画の基本的な考え方で、子どもの交流を1年生と5年生で実施し、職員同士の交流は、こども園職員は1年生の授業参観を、小学校教諭は夏休み期間内に、年長児の保育参観を実施している。「保・幼・こ・小連絡協議会」では、近隣の保育所等が参加する合同会議で、スタートカリキュラムの確認や課題等を共有している。保護者が小学校以降の見通しが持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援し、園外保育実施計画を作成し「歩け歩け5月」から「1・3月」まで通学路の安全を確認しながら、子どもが安全に登校できるように、見通しを持った取り組みをしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいた、子どもの育ちや発達の状況を踏まえ「こども園指導要録」を作成し、各小学校へ提出している。</p>	

		項 目	評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	①	子どもの健康管理を適切に行っている。
		a	子どもの健康管理を適切に行っている。
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
		n	わからない、判断できない。
着眼点		1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
		○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
		○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。
		○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
		○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
		○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
		7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
		8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。
コメント		<p>■取組状況 子ども一人ひとりの心身の健康状態の把握については、入園時に既往症やアレルギー疾患、予防接種等の情報を保護者から得て児童票で把握し、新たな情報は追記している。体調悪化の場合は保護者に連絡し、様子見や迎えを依頼している。感染症の疑いがある場合は、受診を促し、事後確認をしている。日々の健康管理は、毎朝の視診で健康状態を確認し、気になる場合は保護者に家庭での様子を聞いている。保健年間計画を作成し、健康管理内容として健康診断等の予定、感染症予防対策、暑さ・紫外線・脱水症状対策、インフルエンザ予防接種の推奨、が明記されている。事業計画やこども園教育・保育計画書に保健計画が掲載され、生命(いのち)の安全教育、感染症予防及び熱中症予防が明示されている。職員は子どもの健康状態に関する情報を前園等から聞き取り、職員会議で共有し、年2回、健康診断や歯科検診・尿検査、年1回の蛭虫検査、視力検査(年長児は年2回)が実施され、子どもの健康状態は職員に周知、共有されている。保護者に対し、入園のしおりで、新型コロナウイルス感染症の予防及び発症した場合の対応や健康診断等の情報を明記し配布している。行政発行の保健便りをコドモンで毎月情報提供している。</p> <p>■改善課題 子どもの健康管理に関するマニュアルの作成、及び保健計画中に明記されている感染症予防等についてマニュアルの作成が望まれる。保健年間計画に、健康診断や歯科検診等を明記し、職員が準備すべき事項等の整理を期待したい。 着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>	

項目			評価結果
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○ 3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
	コメント	<p>■取組状況 健康診断や歯科検診等については、嘱託医による年2回の健康診断と歯科検診、尿検査を実施し、発育測定(年2回実施)と、年1回蛭虫検査、視力検査(年長児は年2回)も行っている。結果は健康診断票に記録して園長や主幹、担当職員に周知されている。検査結果は保護者に通知し、治療等が必要な場合は病院受診を促し、受診後は結果を確認している。園児には健康な身体づくりに関心が持てるように、健診等の前後に「はははのはなし」や「むしばミュージアムのぼうけん」等の絵本を準備して受診の意義や大切さを伝えている。給食後は歯磨きを実施している。歯科検診の結果で良い歯の表彰時には、絵本「むしばはどうしてできるの」やDVD「歯磨きの仕方」等を実施して、健診後の歯磨きの大切さを伝えている。虫歯なしの園児には「ピカピカ賞」、治療済みの園児には「がんばった賞」で表彰し、歯の大切さを子ども自ら持てるよう支援している。</p> <p>■改善課題 健康診断・歯科健診、視力検査の結果の集計・分析の工夫、及び視力検査結果から視力向上の取り組みについて保健計画等への反映を期待したい。</p>	
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○ 4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○ 5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○ 6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況 アレルギー疾患や慢性疾患等への対応については、市が作成した「食物アレルギー対応マニュアル」を整備している。入園時に子どものアレルギー疾患や慢性疾患等の有無を確認し、アレルギー疾患を持つ園児には、医師の生活管理指示書及びアレルギー検査報告書を提出させて対応している。給食は配食で業者からの提供の為、卵と乳製品のアレルギー除去食2品目の対応となっている。その他のアレルギー疾患のある園児への対応については、弁当持参としているが、現在は卵・乳以外の対象児はいない。毎朝のミーティングで除去食の確認が行われ全職員で理解している。子どもに関する情報を保護者から具体的に把握し、献立表に色付けをしてアレルギー除去食用として提供している。食事提供はアレルギー食献立表にもとづいて、除去食の配膳は、事務所内の配膳室で特定の職員が行なっている。クラスでの受け渡しについては、職員同士確認し、対象児にはみんなと違うメニューを伝えている。食器に子どもの名前を明記し、トレーの色をクリーム色にして専用食器を使用し、机の色も変えている。席は職員から見えやすい位置に配慮している。アレルギー疾患への緊急対応として、エビペン使用方法は園内研修として、練習キットで職員全員が行っている。入園のしおりでアレルギー疾患のある子どもへの対応について説明している。</p> <p>■改善課題 慢性疾患等については、喘息やアトピー性皮膚炎等が各クラスにいることから、慢性疾患等に関するマニュアルの作成が望まれる。</p>	

		項 目	評価 結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判 断 基 準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント	<p>■取組状況 食育年間計画や給食指導計画が作成され、全体的な計画や年間指導計画に食育を位置付けて取り組んでいる。給食は配食業者から提供されている。献立表は季節を感じられる内容で、アレルギー除去については、乳卵に対応し代替食を提供している。その日の給食は、玄関先にて写真掲示及びコードモンの「献立表」機能を利用し、保護者に周知している。給食はクラスで友達と並んで2人ずつ座って食事をしている。苦手な食材がある子どもの表情を読み取り、声をかけ対話しながら個人差に配慮して食事量を調整し、完食できた喜びを経験させるよう配慮している。食器は耐熱用のメラミン樹脂で、ご飯と汁、おかずは2品皿、果物用に別れている。食事の前に、今日の献立や食材を紹介して、食材クイズを通して食への興味関心を持たせている。子どもが苦手なメニューや食材の場合、無理強いせず、「一口食べてみよう」と声かけをして、食べることができるようになったら保護者にも伝えている。食育年間計画で栽培活動(ゴーヤーやオクラ、冬瓜、スイカ、人参、ジャガイモ、玉ねぎ等)を行い、収穫した野菜を園で調理し、ゴーヤーチップスを食し、スイカ割りをするなどして親む活動がある。保護者に子どもが苦手なゴーヤーを食べた話をすると家でも作ってみたいのでレシピを教してほしいなどの声が寄せられ、家庭と連携し、子どもが様々な食材を食べられるように支援している。毎月の献立表を保護者に配布している。</p>		

項目			評価結果	
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
	コメント	<p>■取組状況 栄養士も参加して行われている給食会議で、クラス毎に好評だった献立と人気がなかった献立を報告し、気になることや要望等を伝え、栄養士と情報交換をしている。給食は各クラスごとに担当職員が対応し、一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握して配膳している。偏食のある子どもに対しては、保護者と連携して対応している。園長や主幹等限られた職員が検食している。季節感のある献立として、ゴーヤーチャンプルーや七夕の星型コロッケ、を提供している。地域の食文化や行事食として、沖縄そばやウンケージュージー、パパイヤリチー、冬瓜アップシーを提供している。着眼点7は、給食センターからの外部搬入のため、評価対象外である。</p> <p>■改善課題 栄養士や調理員による給食場面の観察や子どもとの交流の機会を設けること、及び残食については集計・分析して献立に反映させることが望まれる。</p>		
A-3 子育て支援				
A-3-(1) 家庭との緊密な連携				
63	A⑱	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
	コメント	<p>■取組状況 家庭との日常的な情報交換は送迎時やゴドモンのメールや必要に応じて電話や手紙で伝えている。学級開きや個人面談(年2回)を実施し、保育参観、運動会や生活発表会等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。保育参観時には、子どもの気持ちや活動の意義などを保護者に分かりやすい内容にして掲示している。運動会等の行事後や日常の様子を園だより、クラス便り写真や子どもの声等を保護者に伝え、園児の成長を共有している。家庭の状況は入園時の面接資料や入所前の施設等から聞き取りし、週案会議等で情報共有し記録されている。個人面談や保育参観等は、保護者が利用しやすいよう日程や時間を工夫している。</p>		

		項 目	評価結果
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>保護者が安心して子育てできる支援としては、お迎え時や個人面談、園だよりクラス便り等で園での様子を伝え、保護者との信頼関係を築く機会としている。「入園説明のしおり」に年間行事や子育てに関する悩みを気軽に相談できることを記載し、入園時に説明している。保護者からの相談窓口は園長と主幹としている。クラス担任に寄せられた相談で対応が困難な場合は、園長や主幹の助言を受けて対応している。相談内容は、保護者相談受付票に記載し、結果は週案会議、保育会議で報告している。内容によっては市の子育て支援室と連携し、発達支援センターや放課後児童デイサービスの利用に繋げる等の対応をしている。玄関先には那覇市発行の那覇市子育て応援ガイドが掲示され、公民館や地域の子育て支援のポスターやパンフレットを掲示し情報を提供している。地域・家庭との連携年間計画を作成し、「子育て応援デー」として親子登園実施(週3日)の案内のチラシを掲示するとともに、小学校を通して配布し、未就園児対象の施設利用に取り組んでいる。</p>	
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>家庭での不適切な養育等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応、及び虐待の予防については、朝の視診で一人ひとりの子どもの状態の変化(表情、声、服の汚れ、朝ご飯の状況、身体のアザ、怪我等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)を職員間でも密に話し合い注意を払っている。園児やその家庭の様子に、少しでも気になることがあれば担任だけでなく、速やかに主幹や園長に報告し相談している。必要に応じて子育て支援室や兄弟児が通う小学校・保育園等と連絡を取ったり、家庭訪問を行っている。週案会議で、ニュースになった不適切な養育(虐待)の事例を取り上げ、虐待防止への理解を促している。不適切な養育(虐待)等を発見した場合は、子育て支援室や児童相談所等の関係機関と連携している。子ども虐待防止マニュアルが整備され、昨年度は子育て支援室の虐待防止研修を全職員が受講している。</p>	

		項 目	評価 結果
A-3-(3)子どもへの不適切な関わりの防止等			
66	A②	①	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
判断 基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない	
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1	不適切な関わり(暴力などの児童虐待、子ども一人一人の人格を尊重しないなどの不適切な保育)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規定に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
	○	2	不適切な関わりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、不適切な関わりが行われていないことを確認している。また、不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	○	3	子どもの発達に応じて自分自身を守るための知識、具体的方法について説明する機会を設けており、不適切な関わりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
		4	子どもへの不適切な関わりが疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、不適切な関わり等の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
		5	不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、保護者や子ども等が自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>■取組状況 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見については、園長は、子育て相談で直接保護者の悩みや子育ての心配事等を聞き取り、保護者アンケート等を通して、職員の不適切な対応に注意を払っている。就業規則では、利用者に対しての身体的拘束や虐待などの身体的・精神的苦痛を与えることが禁止されている。不適切な関わりの防止について「虐待防止研修」を全職員で受講し、週案会議等ではニュースになった「給食時間4時間トイレに行かせず園児が失禁した。」不適切な事例を伝え、教育・保育のあり方を振り返っている。性虐待の予防として、子ども達に対して、絵本等を使いプライベートゾーンと自分自身を守ることを理解しやすいよう伝えている。また、嫌なことは嫌と言っていること、どうしても言えない時は、お父さん、お母さんに話してもよいことを伝えている。子ども虐待防止マニュアルには、虐待に気づいたら市、または児童相談所へ通告する義務があること、結果として虐待でない場合もあるが通告が善意でなされている限り責任は問われないことを明記している。</p> <p>■改善課題 現在整備されている虐待対応マニュアルは、家庭で発生した事例の対応内容となっているため、こども園で発生した不適切な関わり(虐待)に関するマニュアルを策定し、策定されたマニュアルに基づく職員研修を毎年実施し、毎年「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて確認することが望まれる。就業規則の服務規律に禁止事項とし明記されているので、懲戒についても、虐待に対する事項を追記することが望まれる。</p>		